

# 患者さんの権利と責務・権利擁護の状況

## 患者さんの権利

1. 公平かつ平等な医療を受ける権利  
どんな病気であっても、公平かつ平等で医療を受ける権利があります。
2. 尊厳を尊重される権利  
人間としての尊厳を尊重された医療を受ける権利があります。
3. 十分な説明を受ける権利  
治療法、危険性、治療経過、予後など十分な説明と情報を知る権利があります。
4. 自己決定の権利  
十分な説明の後で治療を受ける権利、あるいは治療を受ける事を拒否する権利があります。
5. 情報を知る権利  
治療、看護の内容及び経過情報、診療録の開示を求める権利があります。
6. 他の医師の意見を聞く権利  
自身が受けている医療について、主治医以外の医師の意見（セカンドオピニオン）を聞く権利があります。
7. 個人情報を守られる権利  
医療上、個人的な情報が守られる権利があります。

## 患者さんの責務

1. 自分自身の健康に関する情報はできる限り正確にお伝えください。  
様々な場面でお名前を名乗っていただきます。繰り返しになりますがご協力ください。
2. 医療の安全性を保ち、他の患者さんの安静を損なわないように定められた規則をお守りください。  
医療安全対策や院内感染対策等の病院規則をお守りください。すべての患者さんが快適な環境で医療を受けられるようにご協力をお願いします。  
また、以下のような犯罪行為・迷惑行為・その他これに準じる行為を禁止いたします。これらの行為により診療を含む病院としての対応や立ち入りをお断りすることがあります。
  - ① 大声や奇声、暴言または脅迫的な言動により他の病院利用者や病院職員に迷惑を及ぼす行為
  - ② 来院者および病院職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強いと判断される行為
  - ③ 解決しがたい要求を繰り返し行い、病院職員の業務を妨害する行為（必要限度を超えて面会や電話等を強要する行為等）
  - ④ 病院職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為
  - ⑤ 正当な理由もなく院内に立ち入り、長時間とどまる行為
  - ⑥ 医療従事者の指示に従わない行為（飲酒・喫煙・無断離院等）
  - ⑦ 病院側の了承を得ず撮影や録音をする行為
  - ⑧ 危害を及ぼす恐れのあるものを持ち込む行為
  - ⑨ 院内の機器類の無断使用、持ち出し、または破損行為
  - ⑩ その他、他の利用者や病院の迷惑と判断される行為、および医療に支障をきたす迷惑行為
3. 適切な医療を維持していくために、受けた医療等に関する医療費は速やかにお支払いください。

## 権利擁護の状況

限られた環境の中で患者さんの診察時、面談時のプライバシーと情報を守るべく、全職員で安心できる環境整備に努め、情報漏洩の防止・徹底を図ります。

1. 限られる面談室を有効的に活用するため経時的にスケジュールを立て、面談室の確保に努めます。
2. 面談や診察時のプライバシーや情報を守ります。
3. 面談記録、診察記録は院外へ漏洩しないよう職員への防止・徹底を図ります。

令和5年4月1日

弘前脳卒中・リハビリテーションセンター 院長